2019年4月19日
兵庫県医療信用組合

改元・10連休に関わる各種対応について

日頃より兵庫県医療信用組合をお引立ていただき、誠にありがとうございます。
今般、2019年5月1日の新天皇即位に伴い、2019年5月1日に改元、同日を祝日とし10連休となることが決定いたしました。
弊組合においても、お客様に極力ご不便をおかけすることのないよう準備を進めておりますが、一部やむをえずお客さまにお手数をおかけする場合がございます。
つきましては、弊組合の取扱いをご案内いたします。
なお、現金のご準備・お振込み等は、余裕をもってお手続き願います。

1. 改元に関わるQ&A

Q1	「平成」が記載されている帳票・書式類はそのまま使用できるのか
	A1　2019年5月以降も、「平成」表記の帳票類はそのままご使用いただけます。 新元号への訂正も可能ですが、そのままご使用いただく際には、平成「31」年と表記ください。「元」年、「1」年とする際にはQ2の要領でご記入ください。
Q2	「平成」が記載されている帳票・書式類は訂正印が必要か
	A2　「平成」表記の帳票類はそのままご使用いただけますが、お客様が新元号に訂正する場合は「平成」に二重線を引き、新元号令和をご記入ください。訂正印は原則不要です。 (例)2019年5月7日の日付を記入する場合…①平成31年5月7日 ②~~平成~~"令和" 1年5月7日
Q3	新元号の帳票・書式を改元後すぐに使用したい
	A3　新元号の帳票類をご用意するまで一定のお時間をいただきます。 大変申し訳ございませんが、ご理解いただきますよう、お願い申し上げます。
Q4	手形・小切手はそのまま使用できるのか
	A4　2019年5月以降も、振出日・支払日を問わず、「平成」表記の手形・小切手類はそのままご使用いただけます。ご使用の際は、以下の要領でご記入ください。 (例)2019年5月7日の日付を記入する場合…①平成31年5月7日 ②~~平成~~"令和(新元号)" 1年5月7日
Q5	「平成」が記載されている手形・小切手は訂正印が必要か
	A5　訂正は不要(「平成」表記のまま使用可能)ですが、お客さま申出で新元号に訂正する場合は二重線で訂正の上、新元号をご記入ください。訂正印は不要です。
Q6	新元号の手形・小切手を改元後すぐに使用したい
	A6　新元号表記の手形・小切手帳の作成に相応の時間を要するため、2019年5月以降当面の間は「平成」表記の手形・小切手帳を発行いたします。 大変申し訳ございませんが、ご理解いただきますよう、お願い申し上げます。 なお、お手元の「平成」表記の手形・小切手帳も引続き使用可能です。

2. 10連休に関わるQ&A

Q1	10連休中に口座振替が設定されている場合いつ引落されるのか
	A1　翌営業日(5月7日)扱いとなります。 一部、4月26日(金)に引落しされる収納企業がございますので、詳しくは収納企業にお問い合わせください。
Q2	自動継続定期預金の満期日が休日の場合でも自動で継続されるのか。
	A2　満期日が休日の場合でも、満期日に自動継続されます。 自動継続以外の定期預金は、満期日までは定期預金金利が、満期日以降の解約日までは普通預金金利が適用されます。
Q3	4月27日(土)~5月6日(月)に期日や返済日が到来する借入金はどうなるのか
	A3　ご契約時のお借り入れ条件に応じて、ご返済日は4月26日(金)または5月7日(火)のいずれかになります。

以上